



【紀宝町空き店舗再生事業】

「自分の店」を開いてみませんか？

「自分の店を持ってみたい。」そんなあなたに朗報です！

紀宝町では、町内の商業及び地域の活性化を図るため、町が作成した「空き店舗台帳」に登録されている店舗を活用し、小売業、一般飲食店及びサービス業など地域に根ざした「起業」をする方に対して支援を行います。

フリーマーケットなど団体の方でも可能ですので、この機会に是非挑戦してみませんか？

1. 支援内容

(1) 店舗改修費用の一部補助

「空き店舗台帳」の店舗を賃貸する際、店舗の改修費用として、改修費用の2分の1を乗じた額を補助します。

ただし、上限30万円とします。

(2) 家賃の一部補助

「空き店舗台帳」の店舗を賃貸する際、家賃補助として、月額家賃の3分の2を乗じた額を補助します。

ただし、上限月3万円。最長1年間とします。

(3) 専門家による経営相談等

紀宝町の専門家派遣制度を利用して、無料で専門家による経営に関する相談、指導などを受けることができます。

2. 申請資格

- (1) 町が指定する空き店舗で、新しく事業（対象とならない事業を除く）を開始しようとする個人、団体または法人
- (2) 申請年度内に創業できるもの

3. 対象とならない事業

- (1) 金融・保険業、興業及び娯楽に関する事業
- (2) 風俗営業法第2条の規定に定めるもの
- (3) 直接客が店舗に来ない事業
- (4) その他、町長が適当と認めない事業

4. 申請方法

必要書類を以下の問い合わせ先で取得し、郵送もしくは窓口までご持参ください。

【問い合わせ先】

〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 324

紀宝町役場産業振興課 Tel.0735-33-0336